



労災ニュース18号

労災裁判 判決がでます！

内山さんの労災裁判の判決が、いよいよ12月28日に出ます。2002年に頸肩腕障害を発症し、2008年東京地方裁判所に提訴しましたが、2011年1月に敗訴しました。その後、2月1日付けで高等裁判所へ控訴しました。内山さんは、この裁判は勝訴でも敗訴でも、必ず私たちに何かをもたらしてくれるものと思っている。登録手話通訳者の労働者性について、十分話し合ってきたことがなかった。私たちの声を聴き、改めて話し合うきっかけにして欲しいと述べています。

この裁判を担当している田門弁護士も、登録手話通訳者が安心して活動していけるように制度を変えていかなければならないと言われています。

判決は、12月28日(水)午後1時15分から東京高等裁判所第809法廷で出されます。傍聴者が多いことも力になります。年末のお忙しい折と思いますが、是非、ご支援・ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

現在の募金額(11/4現在)

1,882,005円

判決日 12月28日(水)
午後1時15分から
(集合 午後12時45分)
集合場所 東京高等
裁判所 809号法廷前
終了後 弁護士会館で
報告会を行う予定です。



「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T/F 048-653-7324

郵便振替 10310-0-39828751 「内山さん労災裁判を支援する会」